

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」の概要1／2

○建設業団体の長に対して、資金需要の増大が予想される夏期・冬期に、下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等を要請するもの。（令和2年7月31日発出）

通達の内容

朱書き部分が今回の変更点

(1) 見積り

- 明確な経費内訳による見積書の提出に基づく、双方の協議による適正な手順を踏ました下請代金の設定
- 請負契約書に記載すべき事項（請負代金の額を除く）について、具体的な内容を見積条件として提示
- 労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化とともに、必要な経費に十分留意
- 追加・変更契約の際にも見積依頼及び見積書を提出することを徹底
- 改正建設業法第20条により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして見積りを行うことに留意
- 改正建設業法第20条の2により、注文者は地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに必要な情報を提供しなければならないことにも留意

(2) 社会保険加入の徹底

- 改正建設業法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件となる点に留意
- 同じく施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項となる点に留意
- 令和2年10月以降は、元請負人による社会保険加入状況の確認等については、建設キャリアアップシステム活用を原則とする方針を周知徹底
- 元請負人は、下請負人に対し法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結
- 下請負人は、元請負人又は直近上位の下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重
- 併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険への加入を徹底
- 建設工事標準請負契約款の周知徹底

(3) 契約

- 書面による建設工事着工前の契約締結の徹底
- 赤伝処理をする場合は合意に基づき契約書類に明記
- 指値発注の禁止
- 適正な手順による追加・変更契約、直ちに追加・変更契約の内容が確定できない場合の対応
- 改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意

(4) 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等

- 働き方改革関連法が成立したことを踏まえ、下請契約においても適正な請負代金と工期設定を行い、週休2日など休日確保の推進

(5) 施工管理の徹底

- 見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理や工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理の一層の徹底
- 施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置きの徹底
- 建設業法施行規則の改正により、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意
- 施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムの活用により代替できることについて周知

(6) 検査及び引渡し

- 工事が完成した旨の通知を受けた日から20日以内で、できる限り短期間に検査を完了
- 検査完了後、下請負人から申し出があったときは直ちに引渡し

通達の内容

(7) 下請代金の支払

- 改正建設業法第24条の3により、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮することとされたことから、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするよう支払条件を設定することに留意
- そもそも下請代金の支払はできる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合には、現金の比率を高めることに留意
- 手形期間は120日以内で、できる限り短期間の手形期間（将来的には60日以内）
- 特定建設業者は、一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形の交付による支払の禁止
- できる限り短期間のファクタリング方式による決済期間
- 注文者から支払を受けた日から1月以内でできる限り短期間での支払
- 特定建設業者は、建設工事の完成を確認した後、引渡しの申し出の日から50日以内で、できる限り短期間での支払
- 前払金受領時の下請負人への適正な支払及び中間前金払制度の積極的な活用
- 正当な理由のない長期間の支払保留の禁止

(8) 下請負人への配慮等

- 下請契約における関係者に対し、請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう配慮
- 「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」の活用による支払の適正化
- 建設キャリアアップシステムを活用し、建設技能者が適切に就業履歴を蓄積できるよう、カードリーダーの設置や施工体制登録等、環境整備の実施
- 建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額等の必要な諸経費の適切な考慮、下請負人の資金繰りや雇用確保への配慮
- 元請負人による建設業退職金共済制度の掛金納付の一括代行
- 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者による、下請負人への法令遵守指導

(9) 技能労働者への適切な賃金の支払

- 公共工事設計労務単価の上昇等を踏まえ、技能労働者に対する適切な水準の賃金を支払
- 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の活用及び周知

(10) 消費税の円滑かつ適正な転嫁

- 令和元年10月1日の消費税率引上げに伴う対応に十分留意

(11) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等

- 新型コロナウイルスの影響により建設工事の一時中止・延期等を行う際は、適切な契約締結、下請代金の設定・支払の徹底を改めて周知
- 建設現場における「三つの密」対策や、それに伴う熱中症リスク軽減等を徹底

(12) 國土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止

- 正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が國土交通大臣等の監督行政庁に通報したことを理由として、取引の停止など不利益な取扱いをしてはならないことに留意

(13) 関係者（資材業者・賃貸業者・警備業者・運送事業者等）への上記の事項に準じた配慮